平成２４年（フ）第４７号
福岡県久留米市合川町1685番地２
債務者　中尾　元裕
1　決定年月日時　平成24年４月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第７３号
奈良市芝辻町２丁目７番８―312号
債務者　仲野　敏子
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第８４号
奈良県桜井市大字西之宮285番地の６　201号室
債務者　森　　心美
1　決定年月日時　平成24年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第８７号
奈良県天理市西長柄町197番地１
債務者　南田　信子
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第６７号
徳島県徳島市金沢１丁目５番79―５―108号
債務者　宮本　幸直
1　決定年月日時　平成24年４月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第８０号
岩手県北上市諏訪町２丁目２番２号
債務者　高橋　直子
1　決定年月日時　平成24年４月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第８２号
盛岡市東松園１丁目18番18―202号
債務者　櫻田　栄子
1　決定年月日時　平成24年４月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第１５２０号
大阪市住吉区庭井１丁目２番21号　プラザ庭井２号館101号
債務者　池上　一義
1　決定年月日時　平成24年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１５９４号
大阪府茨木市庄２丁目10番25号
債務者　大竹　和雄
1　決定年月日時　平成24年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１６９６号
大阪府守口市南寺方中通３丁目２番15号
債務者　赤楚　昌彦
1　決定年月日時　平成24年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１３１号
神戸市長田区苅藻通４丁目５番４号
債務者　竹内　賢一
1　決定年月日時　平成24年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１９９号
神戸市中央区宮本通６丁目４番７号、従前の住所神戸市兵庫区須佐野通２丁目１番３号
債務者　山中　勝幸
1　決定年月日時　平成24年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３８号
鹿児島県鹿屋市古前城町６―15、住民票上の住所鹿児島県肝属郡錦江町城元4923番地
債務者　押領司榮喜
1　決定年月日時　平成24年４月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第３４号
青森県平川市新屋町村元65番地
債務者　古川　順子（旧姓清藤）
1　決定年月日時　平成24年４月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第３８７号
熊本市南区良町３丁目５番54―101号
債務者　澤江　類子
1　決定年月日時　平成24年４月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

破産手続終結

平成２３年（フ）第１６２２号
埼玉県草加市青柳２丁目４番７号
破産者　千代田プラスチックス工業株式会社
1　決定年月日　平成24年３月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６２３号
埼玉県草加市稲荷２丁目２番７号
破産者　株式会社千代田プラスチック
1　決定年月日　平成24年３月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３１９４号
東京都大田区下丸子４丁目１番９号
破産者　共同電機株式会社
1　決定年月日　平成24年３月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６８８３号
東京都中央区日本橋堀留町１丁目１番11号
破産者　株式会社タクトシステム
1　決定年月日　平成24年３月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部